

# 理学療法

# 実習指導マニュアル

医療法人研成会 諏訪湖畔病院

リハビリテーション科

作成日：令和 3 年 3 月 15 日

## I 、はじめに（目的）

当院では、学生が実習を行う施設として、コンプライアンスの遵守をしながら、時代に即した臨床実習教育ができるよう臨床参加型臨床実習（クリニカルクラークシップ、以下CCS）を導入する。

臨床実習指導者の役割は、学生に何を教えるかではなく、学生の変化を的確に判断し学習の進行を支援すること、問題探求や問題解決能力の育成を援助することである。

臨床実習指導者は、未来に輩出される理学療法士の質的向上を図るとともに、指導者としての質を高める努力が必要である。

## II 、学生の教育方法について

### 【診療参加型臨床実習（クリニカルクラークシップ）】

5つの概念について

- ①患者担当はせず、助手として診療に参加する
- ②見学、模倣、実施の段階付けをする
- ③技術項目の細分化により実施する
- ④できることから診療参加する実習を行う
- ⑤指導者の役割は教育資源である

CCSにおける臨床実習指導者の役割は、第1に「モデルを示す」こと、第2に「知識を伝達する」こと、第3に「実際の症例での実技体験をさせる」こと、第4に「讃める」こととされている。「讃める」ことは臨床実習指導者にとって難しいが、学生にとって讃められることは成功体験に結びつきやすい。

### 【CCSの趣旨】

- ・学生が診療チームに参加し、その一員として診療業務を分担しながら職業的な知識・思考・技能・態度の基本的な部分を学ぶことを目的としている。診療参加型臨床実習の実施・改善にあたっては、その趣旨が単なる知識・技術の習得や診療の経験にとどまらず、実際の患者を相手にした診療業務を通じて、医療現場に立った時に必要とされる診断及び治療等に関する思考・対応力等を養うことがある点に留意する必要がある。

### III、実習指導体制

#### 【2名指導体制】

- ・主に指導する2名を選出する。臨床実習指導者の対象は5年目以上の臨床経験を有し、2022年度からは「臨床実習指導者研修修了者」より選出する。
- ・学生1名に対し、臨床実習指導者2名体制で臨床実習を行っていく。
- ・臨床実習指導者は適宜、指導内容や進行状況を臨床実習責任者に報告し、情報共有を図る。必要であれば学生の相談等にも携わり、臨床実習指導者と学生、養成校との連携を図る。
- ・CCSの進め方として、2名の指導体制で行い臨床実習指導者2名の許可が出たら、模倣・実施へ行っていく。
- ・チェックリストを使用する。

#### 【医療安全】

- ・実習中の事故に関しては、院内の医療安全マニュアルに準ずる。
- ・学生の事故発生時は、臨床実習指導者が速やかに臨床実習責任者に報告する。臨床実習責任者は事実確認後、速やかに所属長及び養成校に報告する。学生にも報告・連絡・相談の重要性を伝える。
- ・養成校への報告後、今後の対応等について養成校教員、臨床実習責任者、臨床実習指導者、学生で協議する。

#### 【医療関連感染】

- ・医療関連感染制御に関しては、院内感染対策マニュアルに準ずる。
- ・感染対策マニュアルの全項目に目を通し、スタンダードプリコーションについて確認しておく。
- ・臨床実習指導者若しくは臨床実習責任者は学生に対し、院内感染対策マニュアルを用いて感染対策指導を行う。

### **【ハラスメント】**

- ・ハラスメントとは、「相手に迷惑をかけること=いやがらせ」のことを指し、「自分の意思に反した、不快にさせられる」行為のことを指す。
- ・法律上では、ハラスメントを受けたものが不快に感じたことはすべてハラスメント行為に分類される。
- ・臨床実習指導者若しくは職員全員が、その言動に誤解を受けないような立ち振る舞いが常に要求されている。

#### **《ハラスメントの具体例》**

- ・飲めないお酒を強要すること
- ・頭をなでる等、不必要に身体に接触すること、または接触することを求める
- ・患者の目の前で、強い口調で叱りつけること
- ・無視すること など

※立場を利用して、社会的通念を逸脱し、本来実習に不必要的行為を強要することは避けるべきとなる。学生との臨床教育間では、権威勾配が働きやすく、学生にとって絶対的な存在となることが往々にして認められる。性的な問題も含めてハラスメントの生じる可能性について留意する必要がある。

ハラスメントの相談窓口：臨床実習指導者または臨床実習責任者またはリハビリテーション科科長

### **【個人情報保護】**

- ・学生紹介等の個人情報は実習終了時に本人へ返却する。
- ・学生が記載するメモやノート等へは個人を特定できる情報は記載しない。
- ・個人情報の記載されている書類等は院外へ持ち出さない。
- ・撮影等は許可をもらったうえで行い、院外へは持ち出さない
- ・実習で知りえた情報を SNS 等へ投稿しない。

## IV、臨床実習スケジュール

### 【実習開始前】

- ・長野県理学療法士会が発刊している別紙『臨床実習の理解と教育の手引き Ver.2 2020.02.12』を一読しておく。
- ・臨床実習指導者同士でスケジュール調整する。

### 【実習指導者会議】

- ・基本的には、臨床実習予定校の実習指導者会議には臨床実習指導者または臨床実習責任者が出席する。
- ・通勤手段、持ち物、服装等の確認、説明をする。
- ・必要に応じて、疑問点等は会議中に確認し、会議内容についての理解を深めておく。

### 【実習開始直前】

- ・一週間前の電話連絡で学生へ質問対応や連絡事項を伝える。
- ・実習指導者会議の資料を確認し、実習期間の再確認を行う。

### 【実習準備】

- ・学生の通学方法の確認とロッカーの手配をする。
- ・臨床実習指導者の監視下で助手として診療の見学から実施に参加することを患者又は家族に伝え、承諾を得る。了承された旨をカルテに記載する。

### 【実習の流れ】

- ・8:30から診療を開始する。
- ・診療時間や昼休憩は、リハビリテーション科の勤務時間（午前8:30～12:30、昼休憩12:30～13:15、午後13:15～17:15）に合わせる。
- ・フィードバックは、基本的には勤務時間内に終了させる。
- ・日曜日は基本的に休暇とし、週休2日の休暇を取得させる。
- ・時間外学習は1日1時間に收める（自己研鑽での学習は別）。
- ・基本的にレポート作成は行わせない。
- ・臨床実習期間は臨床実習指導者の休みに実習生の休みができるだけ合わせる。
- ・実習全般を通して、臨床実習指導者2名のどちらかに帯同しながら実習を行う。
- ・電子カルテの取り扱いは、臨床実習指導者の許可があり、使用できる権限は指導者同行での閲覧のみとする。

### 【実習オリエンテーション】

- ・病院の概要及び当院の実習体制等の説明を行う。
- ・実習中の大まかなスケジュールを説明する。
- ・院内ラウンドを行い、場所及び部署説明を合わせて行う。
- ・基本的な接遇指導を行う。
- ・CCSの理解の有無に係わらず、全学生にCCSについての説明を行う。特にCCSを導入していない養成校に対しては、学生がある程度理解出来るまで丁寧に説明する。

### 【スケジュール】

#### ①初日～3日

- ・オリエンテーション（実習施設の特徴、ルール、スケジュール説明・確認）の実施。
- ・学生のチェックリストを確認し、自施設でのチェックの実施方法を説明。
- ・院内感染対策指導の実施。
- ・医療安全対策指導の実施。
- ・個人情報保護指導の実施。
- ・あいさつ回りを行う。

#### ②実習1週目

- ・学生が初対面の患者の場合は、まず臨床実習指導者から学生の紹介をする。
- ・学生が初めて接する患者の場合は、可能な範囲で「氏名、疾患名（障害名）、経過、現在の理学療法プログラム」をその場又は事前に説明する。
- ・常に学生と行動を共にし、診療場面での車椅子移動や治療器具の準備・後片付けなど診療周辺業務から「実施」へと導く。
- ・この期間の「見学」では、「患者側の目線でセラピストを見る」ことを学生に意識させる。
- ・学生が自ら患者に話しかけて良いかどうかを指示する。
- ・診療後に「見学」を通じての学生の感想や考えを聞く際には、否定的なコメントをしない。

#### ③実習2週目

- ・見学中の学生へ、実施中の理学療法（技術）について可能な範囲で解説する。
- ・同じ理学療法（技術）項目でも場面や患者が変われば、上記同様に解説する。
- ・「見学」は「セラピストの視点で見る」ことを徐々に意識させる。
- ・同じ疾患（障害）でも個々に診療内容や技術が違うことを助言しながら見学させる。
- ・解説付き見学を実施し、臨床実習指導者が安全と判断できる項目については「模倣」をさせる。
- ・「見学」「模倣」で実感したギャップについて話を展開し技術的側面への動機付けを促す。

- ・学生に「模倣」患者の現状（現症）について解説をさせてみる。
- ・診療に関する準備や後片付けは、ほぼ学生に委ねる。

#### ④実習 3,4 週目～

- ・数回「模倣」し安全に行えると判断した項目について学生にリスク管理の説明をさせる。
- ・学生の説明が十分、もしくは不十分でも臨床実習指導者の監視下であれば学生の行動を制御可能であると判断できれば「実施」とする。
- ・「実施」と判断した項目は、臨床実習指導者の監視下で学生の役割分担としていく。
- ・上記を繰り返し、他の項目の「実施」を増やす。
- ・中間評価を実施する（チェックリストを活用して進行状況および今後の課題を確認する）。

#### ⑤実習 5,6 週目～

- ・介護分野のリハビリテーション（通所リハ、訪問リハ、介護老人保健施設）見学をする。

#### ⑥最終週

- ・実習終了日までに実習成果を学生に伝える。
- ・「模倣」を繰り返しても「実施」に至らなかった項目の原因について指導者の見解を話す。
- ・評定について説明する。
- ・あいさつ回りを行う。
- ・アンケートを記載する（感想、臨床実習指導者評価）。

#### ⑦実習後

- ・実習の振り返り（臨床実習責任者、臨床実習指導者）を行う。